

売買契約に係る追加特約条項（共同住宅）

[甲：買い主、乙：売り主]

（瑕疵の担保）

- 第1条 乙は、本契約が付帯される売買契約（以下「本契約」という。）による責任に加え、この条に規定するところにより、甲に対し責任を負う。
- 2 乙は、本契約の目的物である住宅（以下、「本住宅」という。）のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条第1項及び第2項で定めるものの瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について、本住宅を甲に引き渡した日からはじまり、本契約が建物の区分所有等に関する法律第1条の区分所有による共同住宅等の請負契約の場合にあっては建設工事の完了の日から11年を経過する日までの間、本契約が建物の区分所有等に関する法律第1条の区分所有によらない共同住宅等の請負契約の場合にあっては本契約に基づく引渡しの日から10年を経過する日までの間、民法第415条、第541条、第542条、第562条及び第563条に規定する担保の責任を負う。
- 3 この追加特約条項において「瑕疵」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第5項に規定する瑕疵をいう。

（保険契約の締結）

- 第2条 乙は、前条に規定する責任の履行を担保するために、本住宅について、別紙の内容の保険について、乙と住宅保証機構株式会社（以下、「住宅保証機構」という。）とで保険契約を締結するものとする。
- 2 乙は、前項の証として住宅保証機構が定める保険付保証明書を甲に対して交付するものとする。

（設計施工基準の遵守）

- 第3条 乙は、前条の保険契約の締結にあたり、本住宅について、住宅保証機構が定める設計施工基準を遵守して施工し、又は施工させなければならない。

（現場検査）

- 第4条 乙は、第2条の保険契約の締結にあたり、本住宅について、住宅保証機構が定める時期に現場代理人を立ち合わせ、現場検査を受けなければならない。
- 2 乙は、本住宅が前項の現場検査に合格しないときは、遅滞なくこれを補修もしくは改造し、又は補修もしくは改造させ、再度現場検査を受けなければならない。

（個人情報の取り扱い）

- 第5条 乙は、甲の個人情報に関しては、個人情報の保護に関する法律の規定を遵守して誠実に取り扱うものとする。
- 2 甲は、第2条の保険契約の締結にあたり、本住宅の保険契約の申込、現場検査等を通じて甲の個人情報を乙から又は直接に住宅保証機構が取得することについて承認する。
- 3 甲は、住宅保証機構が前項により取得した甲の個人情報を、保険契約の締結及び保険金支払い等のために必要な範囲において、第三者に対して提供することがあることについて承認する。

(保険を付保しない場合の取扱い)

第6条 乙が第2条の保険契約の締結をすることができなくなったときは、本特約を適用しないものとする。